

高齢者の権利保護に関する日仏比較研究
——尊厳ある老後の実現に向けた私法制度の包括的検討
山田 希（立命館大学）

第1章 研究の背景と課題

1.1. 問題の所在

1.1.1. 日本の高齢化の現状と課題

内閣府が発表した「令和7年版高齢社会白書」¹によれば、2024年10月1日時点での日本総人口に占める65歳以上人口の割合は29.3%、人数では3,624万人に上る（白書2頁）。2070年には高齢化率が38.7%に達すると推計されており（同3頁）、社会保障制度や地域コミュニティ、労働市場を含む社会基盤全般の抜本的な再編が避けられない。なかでも深刻なのは、認知症高齢者の急増である。白書（31頁）が引用する資料²によれば、2025年には認知症高齢者が約471.6万人に達し、高齢者のおよそ8人に1人（有病率12.9%）が認知症になると推計されている。認知機能の低下に伴い、財産管理や法律行為をめぐるトラブルが急速に顕在化しつつあり、本人の意思をどのように尊重するかがわが国の喫緊の課題となっている。

1.1.2. 既存制度の限界

2000年の法改正により刷新された成年後見制度は、利用件数こそ年々増加傾向にあるものの、潜在的な需要に対して実際の利用率は極めて低い状況にある。最高裁判所事務総局の最新統計³によると、2024年（令和6年）12月末時点での制度利用者数は25万3,941人となっており、全国の認知症患者数に対する利用率は、わずか5.4%にとどまっている。制度の利用促進を阻む要因として指摘されているのは、家庭裁判所への申立て手続が煩雑で、開始までに時間や費用がかかること、専門職後見人への報酬が経済的負担になること

¹ 内閣府「令和7年版高齢社会白書」〈https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html〉（2025年9月12日閲覧）。

² 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）：九州大学大学院医学研究院二宮利治教授）より内閣府が作成。

³ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況——令和6年1月～12月」（令和7年3月）〈<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250313koukengaikyou-r6.pdf>〉（2025年9月12日閲覧）。

と、法定の3類型が画一的で個別事情に応じた柔軟な運用が難しいことなど、構造的な問題である⁴。

他方、銀行が提供する家族信託や予約型代理人サービスなど民間スキームが注目されはいるものの、これらは主として財産管理にとどまり、身上監護や医療同意といった領域には及ばない。さらに、公的登記や監督制度を欠くため、第三者に対する法的効力や不正防止の仕組みが十分でなく、利用コストの面でも一般高齢者には敷居が高い。以上のように、公的制度と民間サービスのいずれも高齢者の多様なニーズに十分には応えられておらず、本人の自己決定を尊重しつつ適切に権利を保護する仕組みが効果的に機能しているとはいえない状況にある。

1.1.3. 「尊厳」概念の重要性

高齢者支援は長らく「保護」の視点で語られてきたが、国連が採択した「高齢者のための原則」(1991年) や「障害者権利条約」(2006年) が示すとおり⁵、高齢者を権利主体として位置づけ、尊厳と自己決定を保障することが国際的な共通認識となっている。日本でも「尊厳ある老後」という理念は共有されているが⁶、成年後見制度や関連サービスがこの理念を具体的に実現しているかどうかについては、十分な検証がなされていない。こうした状況を踏まえ、本研究では「尊厳」という価値を軸に据え、財産行為に関する権利保護の現状を検証するとともに、制度設計上の課題を明確化することを目的とする。

1.2. 比較対象としてのフランス法の意義

本研究は、日本の高齢者財産保護制度を再設計する際の参考軸としてフランス法を採用する。フランスは多くの欧州諸国と同様に高齢化が進行し、2022年時点の高齢化率はおよそ20%超と欧州でも高い水準にある⁷。2007年の成年保護制度改革 (2007年3月5日法)。

⁴ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会第1回会議（竹内（裕）委員・花俣委員）、第2回会議（根本幹事）、第4回会議（久保委員）、第6回会議（樋口参考人）、第12回会議（星野委員）各会議発言参照。

⁵ United Nations General Assembly, *United Nations Principles for Older Persons*, Resolution 46/91, A/RES/46/91, 16 December 1991, available at <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/united-nations-principles-older-persons>; United Nations General Assembly, Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Resolution 61/106, A/RES/61/106, 13 December 2006, UN Department of Economic and Social Affairs, Division for Inclusive Social Development, available at <https://social.un.org/issues/disability/crpd/convention-on-the-rights-of-persons-with-disabilities-crpd> (both last visited 12 September 2025).

⁶ 内閣府「高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）第1 目的及び基本的考え方」<https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/h29/1.html> (2025年9月12日閲覧)、厚生労働省「2015年の高齢者介護——高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて」<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/> (2025年9月12日閲覧)。

⁷ INSEE, "Population par sexe et groupe d'âges – Données annuelles," <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2381474>; OECD, Addressing Demographic Headwinds in Japan: A Long-term Perspective, <https://doi.org/10.1787/8d805eal-en> (both accessed 12 September 2025).

以下、「2007年法」という)により将来保護委任契約 (Mandat de Protection Future. 以下、"MPF"と略す) が導入され⁸、契約型スキームにより本人の事前の自己決定と段階的保護を両立させる点が日本の法定後見中心モデルと好対照をなす。2015年には、住居の適応、介護者の支援を含む高齢者支援を横断的に整理する包括法 (以下、「2015年包括法」という) が制定され⁹、個別立法が積み重なる日本法体系との比較に資する。人間の尊厳は憲法的価値として尊重されており、2007年法ではこれが成年保護の基本原則として明記され、高齢者を含む脆弱な成年者保護の理念的基盤となっている。

MPFの普及は漸進的で、制度開始以降、継続的な増加傾向にあった¹⁰。もっとも、制度の公的登録簿に関する政令が長らく未整備であり (2024年11月にようやく公布)、普及における課題の一因とされていた¹¹。制度上、公正証書型では公証人の関与や事後的な司法介入の仕組みがあるものの、私署証書型 MPF では公証人が関与せずチェック機能が及ぶにくい。そのため、問題が生じた場合には裁判所が関与する司法的保護措置 (mesures de protection juridique) への移行を余儀なくされることが多く、契約型制度としての限界が指摘されている¹²。利用件数がパリ首都圏をはじめとする特定地域に偏るなど、地域的な不均衡も課題とされている¹³。こうした成功と課題を併せて検討する比較研究は、日本に類似の制度を移植し得る要素と、適用上の困難とを峻別するうえで実践的意義を有する。フランスにおいても MPF が必ずしも十全に機能しているわけではないが、契約型スキームと法的保護措置の補充的関係、段階的保護の理念、家族支援体制を含む制度設計には、日本が学び得る知見が少なくない。本研究では、フランス法を制度の成功例としてではなく、異なるアプローチを通じて課題解決の参考としうる比較対象として位置づける。

1.3. 研究の目的と方法

本稿の目的は、第一に、日本とフランスの高齢者財産保護制度を多角的に比較し、その構造的特質と運用上の課題を析出することにある。分析対象は成年後見制度にとどまらず、信託・銀行・保険による高齢者向け金融サービスなど、私法領域に広がる諸手段を含

⁸ Loi n° 2007-308 du 5 mars 2007 portant réforme de la protection juridique des majeurs.

⁹ なお、終末期医療については、2016年のクレス・レオネッティ法 (Loi n° 2016-87 du 2 février 2016 créant de nouveaux droits en faveur des malades et des personnes en fin de vie) で別途規定されている。

¹⁰ Jean Hauser, « Présent et avenir du mandat de protection future », RTD civ. 2013, p. 87 ; Id., « Quelques chiffres : ONFMP, observatoire des UDAF », RTD civ. 2015, p. 586 は、2009年以降、発効件数が漸進的に増加している点を指摘する。

¹¹ Cédric Hélaine, « Mandat de protection future : le registre spécial dispose enfin de son décret ! », Dalloz actualité, 26 nov. 2024 ; Aude Denizot, « Vieillissement de la population – Protection juridique des majeurs – Droit au répit », RTD civ. 2016, p. 196.

¹² Sophie Coll de Carrera, Le mandat de protection future, thèse, Montpellier, 2016, p. 233 s. ; Valérie Depadt, « La fin de vie anticipée », Droit et cultures, 2018, p. 113.

¹³ J. Hauser, « Quelques chiffres », op. cit. (note 10), p. 586 ; C. Hélaine, op. cit. (note 11).

む。第二に、日仏両国の制度比較を踏まえて「尊厳」概念を中心に据えた権利保護理論を再構成し、高齢者の自己決定と社会的支援を両立させ得る法的基盤を提示する。第三に、理論的考察と実証的知見を統合し、現実的制約を踏まえつつ、日本の法制度の改善に資する具体的な方向性を示す。

上記研究の方法としては、日仏両国の法令・判例・学説および政府資料、統計データを収集して比較法的観点から分析を行う文献調査を中心とする。それに加えて、パリの県家族団体連合（Union Départementale des Associations Familiales. 以下、"UDAF"と略す）への聴き取り調査および同機関を通じた関連資料の収集により、制度運用の実態を把握した。これらの資料をもとに、法思想や社会・文化的背景を含む多面的な比較分析を行い、制度の実効性を検証する。「尊厳」概念を中心とした理論的考察と実証的分析を結び付け、高齢者の権利保護に関する法的基盤を示す点に、本研究の独自性がある。

第2章　日仏制度の現状と課題

2.1.　日本の制度の現状と社会的基盤

2.1.1.　成年後見制度の現状

2000年の民法改正により抜本的に見直された成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助の3類型（7条～15条）のほか、本人が十分な判断能力を有する段階で将来の後見人を指名できる任意後見制度も併設された¹⁴。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念と、従来の本人保護の理念との調和が基本理念に据えられている¹⁵。成年後見制度全体の利用件数は、2010年の約17万件から2024年末には253,941件に増加したが、認知症高齢者数と対比すると利用率は依然として5%前後にとどまっている¹⁶。利用促進を阻む要因には、既述のとおり、申立手続の煩雑さと費用負担の大きさ、類型ごとの画一的運用が個別ニーズへの適合性を損なうことなどがある。後見人の属性もこの十余年で大きく変化し、2024年には親族後見人が全体の約2割まで減少して、専門職の占める割合が約8割に達したが、市民後見人（331件、全体の1.0%）は依然として限定的である¹⁷。

2.1.2.　信託制度の活用状況

¹⁴ 制度の詳細については、新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見制度——法の理論と実務〔第2版〕』（有斐閣、2014年）116頁以下参照。

¹⁵ 小林昭彦ほか『新成年後見制度の解説〔改訂版〕』（きんざい、2017年）4頁以下。

¹⁶ 最高裁判所事務総局家庭局・前掲注(3)12頁。

¹⁷ 最高裁判所事務総局家庭局・前掲注(3)10-11頁。

2006 年の信託法改正により家族信託の制度的基盤が整備されたものの¹⁸、正確な利用件数の統計は存在しない。不動産の信託登記件数は 2024 年に年間 20,391 件と報告されており¹⁹、毎年増加傾向にあるものの、この数字には商事信託も含まれるため、家族信託の実数は把握できない²⁰。もっとも、成年後見制度の年間申立件数（令和 6 年 41,841 件）²¹と比較すれば、家族信託の利用規模は依然として小規模にとどまっている。その背景には、税務処理の不透明さや受託者に対する監督体制の不備といった制度的課題があり、さらには動産・債権信託に関する第三者対抗力の弱さや設立時の費用負担の大きさも普及の妨げとなっている²²。こうした制度的障壁が、認知症対策としての信託普及を妨げている。

2.1.3. 民間金融サービスの展開

近年、大手銀行は代理人サービス（医師の診断書により代理取引が可能となる）を導入し、本人が十分な判断能力を有する段階で代理人を登録することにより、判断能力低下後も預金取引を支障なく継続できる仕組みを整えている。三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行が相次いで参入しているが²³、対象は銀行取引に限定され、裁判所による監督や包括的な身上監護権限を欠く。信託銀行も遺言信託や見守りサービスを拡充してはいるものの、最低預託額や手数料が高額であるため、一般高齢者には利用が難しく、利用者層は限定される²⁴。

¹⁸ 信託法の全面改正（平成 18 年法律第 108 号）により、従来の営業信託中心の制度から、家族間での財産管理等を目的とする民事信託（家族信託）も含めた包括的な信託制度への転換が図られた。

¹⁹ 法務省司法法制部「登記統計 総括・不動産・その他 不動産登記（年次表）22-00-4 種類別 土地に関する登記の件数及び個数（平成 25 年～令和 6 年）」（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250002&tstat=000001012460&cycle=7&year=20240&month=0&tclass1=000001012461>）（2025 年 9 月 12 日閲覧）。

²⁰ トリニティ・テクノロジー株式会社「家族信託等の利用動向を示す土地信託登記件数昨年比は 137%増加」（2023 年 4 月 10 日）（<https://trinity-tech.co.jp/oyatoko/column/148/>）（2025 年 9 月 12 日閲覧）。

²¹ 最高裁判所事務総局家庭局・前掲注(3)1 頁。

²² 伊庭潔「民事（家族）信託の現状と課題」信託法研究 44 号（2019 年）34-36 頁、43-49 頁参照。

²³ 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ「『予約型代理人』サービスの導入について」（2021 年 3 月 8 日）（https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2021/pdf/news-20210308-001_ja.pdf）、三井住友銀行「代理人指名手続」（<https://www.smbc.co.jp/kojin/otetsuduki/sonota/dairi/>）、みずほ銀行「代理人予約サービスについて」（https://www.mizuhobank.co.jp/tetsuduki/dairinin_yoku/index.html）（以上、2025 年 9 月 12 日閲覧）参照。

²⁴ 三井住友信託銀行の遺言信託（執行コース）では、プランにより基本手数料が 33 万円（プラン I）または 88 万円（プラン II）発生し、さらに遺産額に応じた遺言執行報酬がかかる。執行報酬の最低額は プラン I で 110 万円、プラン II で 33 万円 と定められている。三井住友信託銀行「手数料 | 遺言信託」（<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/succession/will/charge.html>）（2025 年 9 月 12 日閲覧）。

2.1.4. 民法改正動向と最新議論（甲・乙案比較）

法制審議会民法（成年後見等関係）部会では2024年4月から制度再編の検討が開始され、中間試案（2024年7月公表）において、①現行3類型を基本的に維持しつつ修正を行う「甲案」、②判断能力が不十分である者を対象とし本人の同意を要件として特定事項について個別に代理権や取消権を付与する「乙1案」、③乙1案に加えて判断能力を欠く常況にある者を対象とする類型を併置する「乙2案」が対置されている。議論の中心は、終了要件の明確化、監督の柔軟化、費用負担の軽減、遺産相続や財産処分など必要な場合に限定する「スポット利用」を想定した権限限定後見の導入である。乙1案は本人の自己決定権と意思的関与を制度開始の絶対的要件とし、裁判所の関与を最小限にとどめる「補充性原則」を前面に押し出す点でフランスのMPFと親和性が高いが、判断能力が著しく低下した場合の対応力に乏しいことや、大規模財産処理を伴う複雑な事案に対応する監督体制の設計が課題として残る。

2.1.5. 日本の制度を形づくる法文化的特徴

日本の法状況は成文法主義と行政主導を特色とし、裁判所は政策形成に消極的である²⁵。社会的には家族主義と集団調和が重視され、新制度に対するリスク回避的姿勢が根強い²⁶。このため、現場からのイニシアティブが制度化される例は稀であり、特定非営利活動推進法のように、市民団体や専門職など現場の担い手が主導して成立した制度であっても、官僚機構から十分な評価を得にくい傾向がある²⁷。こうした文化的・組織的特徴は、後見・信託・民間サービスの連携不全や利用率の低迷とも関わっており、制度改正を検討する際の重要な前提となる。

²⁵ 岡田正則「行政訴訟制度の形成・確立過程と司法官僚制——司法制度改革に関する歴史的視点からの一考察」早稲田法学85巻3号（2010年）166-172頁、渡辺千原「訴訟による政策形成と法形成」立命館法学387=388合併号（2019年）566-567頁参照。

²⁶ 川島武宜『日本人の法意識』（岩波書店、1967年）は、日本人が慣習や人間関係を重んじて集団調和を優先し、裁判を避けて非公式な紛争処理を志向しつつ、制度変化には慎重に対応するという家族主義的・リスク回避的法意識を論じている。また、阪井裕一郎「家族主義と個人主義の歴史社会学——近代日本における結婚観の変遷と民主化のゆくえ」（博士論文、2013年）は、家族主義と個人主義の対立構造を単純化せず、歴史的・社会的文脈の中で両者がどのように交錯し、再編されてきたかを丹念に追っている。

²⁷ 原田峻「NPO法制定過程における立法運動の組織間連携——分野内／分野間の連携に着目して」The Nonprofit Review17巻2号（2017年）77-87頁（市民団体のロビингを背景に議員立法として成立した点を指摘）、藤村コノエ「立法過程におけるNPOの参加の現状と市民立法の課題——環境教育推進法とフロン回収・破壊法の事例から」The Nonprofit Review9巻1&2号（2009年）29-36頁（立法過程ではNPOの提案より官僚の情報・提案が優先され、制度化の過程で十分に反映されないことを指摘）参照。

2.2 フランスの制度現状と社会的基盤

2.2.1 成年保護制度の概要

フランスは 2007 年法により成年保護制度を全面改正し、本人の自己決定を尊重しつつ必要最小限の介入で支援する制度を構築した。MPF は、補充性の原則に基づき、後見 (tutelle) や保佐 (curatelle) といった司法的保護措置 (mesures de protection juridique) を補完する契約に基づく任意の制度である。本人の判断能力が十分な段階で受任者との合意により作成され、公正証書 (acte notarié)、または弁護士連署あるいは法定様式による私署証書 (acte sous seing privé) の方式をとることが求められる (フランス民法典 477 条 4 項、492 条)。補充性と比例性の原則に立脚し、本人の自律を最大限尊重する観点から裁判所の関与が必要な場合に限られる点で、日本の法定後見中心の制度とは好対照をなしている。

2.2.2 MPF の現状と課題

MPF の普及は依然として緩やかである。公証人会の調査によれば、2019～2021 年の年間締結件数は約 1.5 万件前後で推移しているが、効力発生件数は 2023 年に 1,718 件と千数百件規模にとどまる²⁸。制度が複雑で私署証書型には公証人の関与がなく、家族関係の調整や将来の状況変化への不安が契約締結を逡巡させる要因となっている²⁹。MPF の公的登録簿に関する政令が 2015 年法で規定されながら長らく未整備であり、2024 年 11 月によく公布されたことも普及の遅れを招いた要因に数えられる³⁰。また、パリ首都圏、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール、ローヌ＝アルプの各地域に利用が集中し、農村部では専門職へのアクセスの不足が顕著で地域格差が問題となっている³¹。

2.2.3 制度運用の実態

フランス法は成文法主義と統一法典を特色とし、破毀院やコンセイユ・デタが積極的に法原則を発展させてきた。「人間の尊厳」が 2007 年法で成年保護措置の基本価値として明記され、2015 年包括法は高齢者支援政策を横断的に整理した。社会的には個人主義と共和主義が根付き、公証人を中心とする専門職ネットワークが契約文化を下支えする一方、医師とソーシャルワーカーが多職種連携で保護システムを補完する。加えて、UDAF が運営

²⁸ Conseil supérieur du notariat による調査結果を引用する文献によれば、2019 年約 15,900 件、2020 年約 14,500 件、2021 年約 15,800 件の公証人作成 MPF が締結されている。他方で、司法統計に基づく効力発生件数は 2023 年に 1,718 件である (C. Hélaine, *op. cit.* (note 11); v. égal. J. Hauser, « Quelques chiffres », *op. cit.* (note 10), p. 586)。ここで締結件数は公証人作成に限られており、私署証書による MPF は含まれていない。

²⁹ V. Depadt, *op. cit.* (note 3), p. 113–125, spéc. sur les limites du mandat sous seing privé. v. égal. S. Coll de Carrera, *op. cit.* (note 10), pp. 289–297.

³⁰ C. Hélaine, *op. cit.* (note 11).

³¹ J. Hauser, « Présent et avenir du mandat de protection future », *op. cit.* (note 10), p. 87 ; id., « Quelques chiffres », *op. cit.* (note 10), p. 586.

する家族後見人情報支援制度（ISTF）は、約 100 万人の保護措置受益者のうち半数を担う家族後見人に対し、情報提供・指導・相談支援を行う重要な役割を果たしている³²。この制度的・文化的基盤こそが MPF を可能にした要因であり、同時に日本での移植可能性を検討する際の前提条件となる。

2.3 制度比較から浮かび上がる課題

日本とフランスの高齢者財産保護制度は、一見同じ「成年保護」を標榜しながら、設計思想に根本的なコントラストがある。日本の現行制度は、家庭裁判所が選任する後見人を中心とする公的システムを基盤としつつ、補完的に任意後見制度を備えている。対照的にフランスは、2007 年改正により契約型の任意措置である MPF を優先的な選択肢と位置づけ、比例性および補充性の原則³³に基づいて司法的保護措置を二次的なものとした。個人の利益を十分に保護するために他の手段では不十分な場合にのみ、最終手段として司法的保護措置が命じられるという補完性の原則が設計の背骨であり、家族は保護者ではなく支援者として組み込まれる³⁴。

制度運用の柔軟性も対照的である。日本の後見・保佐・補助は法定の 3 類型が固定されおり、とくに成年後見は包括的な代理権により本人の自己決定が必要以上に制限される。他方、任意後見制度やフランスの MPF は、事前の自己決定に基づいて保護の枠組みを構築できる点で共通し、とりわけ MPF は当事者が自由に契約を設計でき、柔軟に権限を設定できる点にその最大の利点がある³⁵。監督の在り方も異なり、日本の法定後見では家庭裁判所への厳格な報告が求められるのに対し、MPF では効力発生後の監督は緩やかで、虐待や利益侵害があった場合に介入する後置型の統制が採られている³⁶。

³² J. Hauser, « Quelques chiffres », op. cit. (note 10), p. 586 et s.

³³ フランス民法典 428 条は「司法による保護措置は、必要性がある場合、かつ、本人が締結した将来保護委任の実施により、一般的な代理権の規則の適用により、夫婦の相互の権利義務に関する規則および夫婦財産制の規則（特に 217 条、219 条、1426 条、1429 条に規定されるもの）の適用により、または、より制約の少ない他の保護措置により、個人の利益を十分に保護することができない場合にのみ、裁判官によって命じられうる」と規定して補充性原則を明文化し、さらに「保護措置は、本人の個人的能力の変調の程度に応じて、比例的かつ個別化される」として比例性原則も定めている。

³⁴ Anne-Marie Leroyer, « L'anticipation des mesures de protection : une efficacité limitée à l'appréciation de l'intérêt de la personne protégée », RTD civ. 2022, p. 870. 家族は保護者として本人に取って代わるのではなく、支援的な役割（rôle d'accompagnement）を担うと説明する。

³⁵ Michel Grimaldi et Charles Gijsbers, « Negotium et instrumentum », RTD civ. 2024, p. 577. MPF を「契約法理の枠内に置き、negocium（契約内容）を自由に設計できる」と整理しており、柔軟性が制度の本質にあると指摘する。

³⁶ Anne-Marie Leroyer, « Mandat de protection future : quelle efficacité ? », RTD civ. 2019, p. 555. 監督の不十分さが制度の弱点とされ、特に私署証書型では「司法が後から介入する仕組み」に依拠していることを批判的に述べる。

制度の実効性を示す利用率に目を向けると、両国とも潜在需要を大きく掘り起こせていない。日本では、任意後見の利用者が 2024 年（令和 6 年）12 月末時点で 2,795 人にとどまり、65 歳以上人口に対して極めて低い水準である。なお、同年に任意後見監督人の選任が申し立てられた件数も 874 件にすぎない³⁷。フランスでも MPF の効力発生件数は 2023 年で 1,718 件にとどまり、高齢者人口に比して小規模である³⁸。もっとも、フランスでは家族後見人への支援体制が比較的充実しており、UDAF による情報シート、ANCREAI³⁹（地域研究・行動・情報センター全国連合）等による教育ツールキット、専用ウェブサイトなどの支援ツールが提供されている⁴⁰。これに対し、日本では市民後見人の利用が限定的であり、地域包括支援センターや成年後見推進センター等の中核機関による相談支援体制は整備されているものの、フランスのような体系的な家族後見人向け支援ツールは発展途上にある。

要するに、日本は過度の画一性と監督コスト、フランスは契約自由の柔軟性と事前監督の限界という特徴を持つ。保護と自律をどう調整するか、その調整メカニズムをどう社会制度に適合させるかは両国の共通課題である。フランスにおいても、両者のバランスは主要課題であり、両立が難しい場面では制度の解釈や運用に不一致が生じ、効果的な保護を十分に確保できない場合があると指摘されている⁴¹。

以上の分析を整理すると、日仏両国の制度基盤には以下のような特徴がある（【表】参照）。

【表】

領域	日本の強み	日本の課題	フランスの強み	フランスの的課題
制度基盤	厚い社会保障網 / 地域包括ケアシステム / NPO・ボランティアの活動	契約文化の未成熟 / 実務者主導の仕組みが制度化しにくく	契約自由の伝統 / 公証人ネットワーク / 包括法による制度統合	地域格差の存在 / 制度普及の停滞

³⁷ 最高裁判所事務総局家庭局・前掲注(3)4 頁、16 頁。

³⁸ Ministère de la Justice, Références statistiques justice 2023, édition 2024, section 6.2, tableau « Mandats de protection future », disponible en ligne : https://www.justice.gouv.fr/sites/default/files/2024-06/RSJ2023_6_2_0.pdf (last accessed September 13, 2025).

³⁹ ANCREAI : Association nationale des CREAI (Centres régionaux d'études, d'actions et d'informations en faveur des personnes en situation de vulnérabilité) の略称。フランスの 15 地域 CREAI を結ぶ全国連盟で、障害者や高齢者など脆弱な状況にある人々に関する調査・研究、政策提言、専門職への技術支援・研修を行う。1964 年に発足した地域 CREAI ネットワークを全国的に組織化する形で、1989 年に結成された。

⁴⁰ UDAF が提供する家族後見人向け支援ツールには、実践的な情報シート、教育用ツールキット、専用ガイドブック「Curateur ou tuteur familial - Suivez le guide！」、専用ウェブサイト (<https://protegerunproche.fr>) などが含まれる。

⁴¹ A.-M. Leroyer, op. cit. (note 36), p. 870.

		い / 横断的政策調整の不足		
支援体制	介護保険制度 / 医療保険制度 / 成年後見登記システム	家族支援の仕組みの不足 / 多職種連携の不十分さ / 意思決定支援制度の発展途上	UDAFによる家族支援 / 多職種連携の文化 / 段階的な保護システム	地方部での支援体制不足 / 利用促進策の不足
技術革新	民間金融サービスの活用 / フィンテック技術 / 見守りシステム	統合的な情報基盤の欠如 / 制度間連携の弱さ / デジタル活用方針の未整備	統一的な法制度 / 専門職協働 / 理念の一貫性	技術革新の活用不足 / 民間サービス展開の限定

出典： 本稿第2章の分析に基づき作成

この整理から明らかなように、日本は手厚い社会保障網や地域包括ケアシステムという強固な基盤を有する反面、契約文化の未成熟や現場イニシアティブの制度化、横断的政策調整に課題を残している。フランスの経験はこれらの不足を補う制度設計の参考になると同時に、地域格差や制度普及といった両国共通の課題も明らかにしている。

第3章 多様な権利保護手段

3.1. 成年後見を補完する段階的保護モデル

高齢者の財産行為を支える仕組みを成年後見制度だけに委ねるのは、もはや限界が明らかである。認知症の程度も生活環境も千差万別である以上、画一的な包括代理権を一律に付与する制度では、必要以上に本人の自由を奪う場合もあるし、逆に支援が行き届かない場合もある。しかも、核家族化により家族後見人の扱い手は減少し、金融・医療・介護といった支援領域は高度化・細分化している。こうした状況は、軽度の支援から重度の保護までを段階的に組み合わせられる柔軟な仕組みを求めている。

本稿が構想する支援の仕組みは、いくつかの段階を積み重ねる形で構成される。最初の段階に「予防的支援」を置き、判断能力が十分なうちに情報提供や契約準備、金融リテラシー教育を通じてリスクをあらかじめ減らす。次の段階は、一定の期間や分野に限った意思決定支援であり、専門家や家族が必要最小限の助言や同意を行う。三つ目の段階は、現行制度の保佐や補助に相当するもので、部分的な代理と裁判所の監督を組み合わせ、中程度の保護を提供しつつ、財産管理と身上監護を一体的に行う。最終段階には現行の後見制度と同等の包括的代理権を位置づけるが、同時に本人の判断能力が回復した場合に支援を縮小できる手続を明文化し、制度が不必要に固定化しないように配慮する。これらの各段階を相互に連結させることにより、本人の状態の変化や多様なニーズに柔軟に対応し、尊厳の尊重と適切な保護との調和を図ることが可能となる。

3.2. 信託制度の活用可能性

わが国の家族信託は、2006年信託法改正によって営業信託以外にも門戸が開かれて以来、認知症対策や相続準備の手段として注目を集めてきた。信託を利用すれば、委託者は自己の財産を受託者に移転しつつ受益権を保持できるため、判断能力が低下した後でも当初の目的に沿った資産運用を継続できる。受託者には専門的知見が求められ、受益者への定期報告義務も課されるため、一定の透明性が担保される。こうした柔軟性は、本人の全財産を包括代理権の下に置く成年後見制度とは対照的であり、当事者の合意によって開始できる点でも機動性が高い。ただし、信託財産の範囲は契約で特定した資産に限られ、身上監護や医療同意といった行為までは対象としない。

家族信託の利用者層は60代後半から70代前半の自営業者・経営者など中高所得層を中心で、家族関係が比較的良好なケースが多い。普及を阻む主因として、繰返しにはなるが、複雑な税務処理、動産・債権に関する対抗要件の不明確さ、受託者濫用に対する監督機能の脆弱さのほか、初期費用30万～100万円超というコスト負担が挙げられている⁴²。

信託銀行による商事信託については、前章で指摘したとおり高額な預託基準や財産管理特化型の性格ゆえに利用者層が限られるという課題がある。他方で、近年は認知症発症後の資金管理を継続できる「安心サポート信託」（三井住友信託）や、家族への定期連絡機能を備えた「つながる信託」（三菱UFJ信託）など、商品の多様化も進みつつある。

総じて、信託は成年後見制度を補完する手段として高い潜在力を有するものの、税制・監督・コストの3点で制度整備が進まない限り、広く利用される選択肢とはなり得ない。次節では、この信託の潜在力を段階的保護モデルにどのように組み込むかを検討する。

3.3. 民間金融サービスの革新と限界

銀行・保険・フィンテック各社は、成年後見制度を経ずに高齢者の資産を柔軟に管理できる仕組みを相次いで導入している。その代表例として、前章で述べた都市銀行の代理人サービスがある。三菱UFJ銀行は、本人が十分な判断能力を有する段階で代理人を登録し、医師の診断書を条件として取引権限を発動する仕組みを採用している。登録は本人と代理人の来店によって行われ、月額利用料は無料と利用の敷居は低い。対象範囲は預貯金に加え、外貨預金・投資信託・株式等の売却・解約や各種届出にも及ぶが、制度的な監督機構は存在しない。みずほ銀行も家族代理手続きを提供しており、いずれも医師の診断書提出を発動要件とし、金融取引の範囲を限定するなど内部的な安全策を講じている点は共通している。

⁴² 菊永将浩「民事信託の実状と課題」第2回デジタル・AIワーキング・グループ資料1-1（広島弁護士会、2025年3月13日）〈https://www8.cao.go.jp/kisei-kaiaku/kisei/meeting/wg/2501_06ai/250313/ai02_agenda.html〉。

保険分野では、第一生命などが、認知症診断時の一時金給付を組み込んだ特約を拡充した⁴³。さらに、フィンテック企業や関連機関は、AI技術やモバイル端末を用いた認知機能測定・見守り技術を開発し、認知症の早期検知や予防に向けた実証的な取り組みや研究開発を進めている⁴⁴。もっとも、前章で見たように、これら民間サービスは契約に依拠するため法的安定性に乏しく、身上監護領域を補うこともできない。高齢者の間では情報理解力や経済力に格差があるため、都市部と比べて地方や低所得層に属する人々は、こうした民間サービスを利用しにくいという課題もある⁴⁵。したがって、民間スキームを公的制度に位置づけるには、代理権情報を公的登録に結びつけ、不正取引検知や第三者照会に耐える仕組みを整えることが不可欠となる。

3.4 制度横断的な調整の必要性

3.4.1 制度間連携の現状と課題

成年後見・信託・民間金融サービスは、それぞれ独自の論理で発展してきた結果、適用範囲や役割が重なり、利用者が最適な手段を選びにくい。後見制度と信託制度の間の移行や調整手続、銀行サービスとの接続ルールが明文化されていないため、制度間の移行が円滑に行われず、重複した契約や支援の中斷が生じることもある。各制度・サービスは個別に運営され、代理権や取引履歴を共有する仕組みもない。そのため、本人が複数の制度を併用する場合には、緊急時に情報が分散し、支援の継続性が損なわれるおそれがある。

3.4.2 包括的支援システムの構想

⁴³ 第一生命の「ジャスト認知症保険」では、医師により器質性認知症と診断され、かつ公的介護保険の要介護1以上に認定されると認知症保険金（一時金）が受け取れる仕組みとなっている。第一生命保険株式会社「認知症保険はどういった場合に支払われますか？」

〈https://www.qa.dai-ichi-life.co.jp/faq/show/975?category_id=5&site_domain=default〉（2025年9月12日閲覧）。

⁴⁴ 米国スタートアップのNeurotrackがスマートフォンを使った認知症検知・治療技術を開発し、国内でもSplink（認知症早期検知AI）、エム（脳MRI画像とビッグデータによる認知症リスク分析）などの技術開発が進められている。また、SOMPOホールディングスが米国ニューロトラック社と提携してアプリによる認知症予防サービスを開発するなど、日本の大手企業との業務提携による実証が進んでいる。THE BRIDGE「高齢化する日本がターゲット——第一生命なども出資、スマホを使った認知症の検知・治療「Neurotrack」が2100万ドル調達」〈<https://thebridge.jp/2019/06/cognitive-health-assessment-startup-neurotrack-raises-21m-series-c-pickupnews>〉、株式会社Splink公式サイト〈<https://www.splinkns.com/>〉、株式会社サムライインキュベート「全脳の画像とビッグデータで"未病段階"から認知症リスクを分析する『エム』へ出資決定」〈<https://prttimes.jp/main/html/rd/p/000000244.000014738.html>〉（以上、2025年9月12日閲覧）。

⁴⁵ 山口絢「高齢者の法的支援に向けた地域の支援ネットワークの実態と機能に関する事例研究」立教法学105号（2022年）213-237頁（とくに213-216頁）参照。

こうした制度の断片化を解消するには、地域包括支援センター等の既存インフラを活用しつつ、ワンストップ型の総合相談窓口を公的に整備し、法務・福祉・金融の専門家が協働して個別支援計画を策定・更新する仕組みが重要となる⁴⁶。成年後見は最後のセーフティネットとして位置づけ、低所得層への公費支援と制度全体の監督・調整機能を担うことが期待される。他方、民間事業者は技術革新を活かした多様なサービスを提供し、競争を通じてコストとサービスの水準を改善していく。官民双方が機能分担を明確にし、既存の成年後見登記制度等の公的登録簿や承認手続との連携・拡張を進めることで、利用者は一元的な窓口で手続を完了できるようになる。

3.4.3 技術革新の活用と倫理課題

この連携を支えるインフラとして、代理権情報や医療・介護データを一元的に管理するデジタル・プラットフォームを構築し、AIによるリスク予測やIoTを活用した生活状況のモニタリングを行う仕組みが重要となる。ブロックチェーン技術を用れば、改ざん耐性を高めつつアクセス履歴を追跡可能にし、一定のプライバシー保護を実現することもできる。他方で、プラットフォーム化は個人情報の集中管理による漏えいリスクやデジタル・ディバイドを招く危険を伴う。したがって、プライバシー保護設計、アクセス支援策、意思決定過程の透明性確保といった倫理的セーフガードを整備し、人間の尊厳を守るための利用ガイドラインを策定することが不可欠である。

第4章 「尊厳」概念の法的構成

4.1. 尊厳概念の理論的基盤

4.1.1. 人間の尊厳の哲学的基礎

近代における「尊厳」概念の原型は、イマニュエル・カントの道徳哲学に求められる。カントは『道徳形而上学原論』において、理性的存在者である人間は決して単なる手段ではなく、常に目的それ自体として遇されるべきだと論じた⁴⁷。この命題は、人間が自律的に自己の意志を立法しうる点に尊厳の根拠を見いだすものである。尊厳の基礎は、自己決

⁴⁶ 福岡県大川市の「おひとりさま支援事業」では、市、社会福祉協議会、市成年後見センター、金融機関、医療機関、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職チームが「大川市権利擁護ネットワーク会議」を通じて連携しており、身寄りのない人等への包括的支援におけるワンストップ型の実現可能性を示している。厚生労働省「大川市『大川市おひとりさま支援事業』」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/001474439.pdf>〉（2025年9月12日閲覧）。

⁴⁷ イマニュエル・カント『道徳形而上学原論』（篠田英雄訳、岩波文庫、1976年）第2章。「汝の人格ならびに他のすべての人の人格のうちなる人間性を、決して単に手段としてのみ用いることなく、常に同時に目的として用いるように行はせよ」という定言命法の第二定式が該当する。

定能力を備えた人格の自律性、合理的判断を可能にする理性性、手段ではなく目的とみなされる価値性、すべての人に等しく備わる普遍性という4つの要素に整理できる。

現代の尊厳論は、認知症や知的障害など判断能力に制約のある人々への適用において、従来のカント的な理性的自律性を基盤とする枠組みの限界が指摘されている。この課題に対し、関係性・社会性・物語性の各視座から尊厳概念の再構築が試みられている。関係的尊厳論は、尊厳を個人の内在的属性として捉える従来の見方を批判し、他者や共同体との相互承認関係の中で構築される動態的概念として理解する⁴⁸。社会的尊厳論は、潜在能力アプローチの観点から、就労や社会参加といった実質的自由の保障が尊厳の実現に不可欠であると論じる⁴⁹。ナラティブ尊厳論は、人格的同一性を時間的連続性の中で捉え、判断能力の一時的低下があっても、その人の人生物語の一貫性と意味によって主体的アイデンティティは保持され得ると主張する⁵⁰。

4.1.2. 高齢者の尊厳の特殊性

高齢者の尊厳は、時間的連続性、身体性、認知機能という3つの次元から特徴づけられる。まず時間的連続性については、若年期から蓄積された価値観や家族・社会への貢献が過去に積み重ねてきたものとして尊重されるだけでなく、現在の残存能力を最大限に活用し、将来に希望や目標を持ち続けることも尊厳の一部を構成する。身体性については、加齢に伴う自立度の低下は不可避であるものの、適切な介助とプライバシーへの配慮を伴う支援が提供される限り、尊厳は保持される。認知機能の低下は「理性性」を要件とするカント的尊厳論に根本的な再検討を要請するが、近年の議論は判断能力の程度とは無関係に人が尊厳の主体であり続けることを強調する⁵¹。その際、過去の価値観や生き方を手掛かりに意思を推定し、本人の物語的連続性を法的に尊重する視座が重要となる。

以上の理論的整理は、高齢者の財産行為をめぐる私法的保護においても尊厳を基盤として再定位するための拠り所となる。次節では、この尊厳概念を具体的制度設計にどのように反映させるかを検討する。

⁴⁸ Martha C. Nussbaum, *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership* (Harvard University Press, 2006); Axel Honneth, *The Struggle for Recognition: The Moral Grammar of Social Conflicts* (Polity Press, 1992).

⁴⁹ Amartya Sen, *Development as Freedom* (Oxford University Press, 1999); Martha C. Nussbaum, *Creating Capabilities: The Human Development Approach* (Harvard University Press, 2011).

⁵⁰ Charles Taylor, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity* (Harvard University Press, 1989); Paul Ricoeur, *Oneself as Another* (University of Chicago Press, 1992); Alasdair MacIntyre, *After Virtue*, 3rd ed. (University of Notre Dame Press, 2007).

⁵¹ Tom Kitwood, *Dementia Reconsidered: The Person Comes First* (Open University Press, 1997); Steven R. Sabat, *The Experience of Alzheimer's Disease: Life through a Tangled Veil* (Blackwell, 2001); 大熊由紀子『「寝たきり老人」のいる国いない国——真の豊かさへの挑戦』(ぶどう社、1990年)、認知症介護研究・研修東京センター編『認知症ケアの倫理』(ワールドプランニング、2019年) 参照。

4.2. 憲法的価値としての尊厳

4.2.1. 日本国憲法における尊厳の位置づけ

日本国憲法は 24 条 2 項で「個人の尊厳」を明記しているが、高齢者の権利保護を含むより広範な文脈では、学説および判例は主として 13 条前段の個人尊重原理をその憲法的根拠と解している⁵²。「すべて国民は、個人として尊重される」との宣言は、人間が手段ではなく目的そのものとして扱われるべきだというカント的要請を含意し、人格権や自己決定権の護持を導く枠組みを与える。また、25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、尊厳ある生の物質的基盤を国家に確保させる点で「尊厳」概念と密接に関連する。

最高裁は、尊属殺重罰規定違憲判決（最大決昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁）において「個人の尊厳と平等」を違憲判断の根拠とし、非嫡出子相続分違憲決定（最大判平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁）でも法の下の平等を「個人の尊厳」と結びつけて論じている。このように、「個人の尊厳」は憲法解釈上の重要概念として位置づけられ、高齢者の権利保護においても、画一的処遇を排し、個別的尊重を求める憲法的要請として機能すると解される。

4.2.2. フランス憲法における尊厳条項

フランスでは、人間の尊厳が重要な憲法的価値として確立されている。憲法院は 1994 年 7 月 27 日決定（生命倫理関連法の合憲性審査）において、1946 年憲法前文に基づき「人間の尊厳の保護は、あらゆる形態の隸属と墮落に対して憲法的価値を有する原則であることが導かれる」と明言した⁵³。同決定はさらに、生命倫理関連法が「人間の尊厳の保護」という憲法原則の尊重を確保することを目的とする諸原則を表明している」と判示し、尊厳概念の憲法的地位を確固たるものとした。

このような憲法院の判断を受けて、2007 年法は「個人の自由、基本的権利、および人の尊厳の尊重」をその目的として明記し、高齢者支援制度に尊厳概念を組み込む根拠を付与した。2015 年包括法も、高齢者の権利と自由を明確化し、その尊重を国家的課題として位置づけている。

欧州基本権憲章 25 条も高齢者の「尊厳と自立した生活を送る権利」を承認しており⁵⁴、フランスの制度設計にも影響を及ぼしている。これらの憲法的・法律的基盤は、MPF をは

⁵² 芦部信喜『憲法学III 人権各論（1）〔増補版〕』（有斐閣、2000 年）5-8 頁、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011 年）387-390 頁参照。

⁵³ Conseil constitutionnel, décision n° 94-343/344 DC du 27 juillet 1994, Loi relative au respect du corps humain et loi relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale à la procréation et au diagnostic prénatal, cons. 2 : 「il en ressort que la sauvegarde de la dignité de la personne humaine contre toute forme d'asservissement et de dégradation est un principe à valeur constitutionnelle」。

⁵⁴ Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne, art. 25.

じめとするフランスの権利保護制度に「個人の尊厳、自由、意思の尊重」を中心とする規範的正統性を与えていた。

4.2.3. 国際法における尊厳保障

国際法においても、尊厳は世界人権宣言1条や国際人権規約前文において「固有の尊厳」を出発点とする普遍的価値として確認されている⁵⁵。高齢者に関しては、1991年の「高齢者のための国連原則」が独立・参加・ケア・自己実現・尊厳の5原則を提示し⁵⁶、2002年マドリッド国際行動計画が尊厳ある高齢化を国際目標に据えた⁵⁷。

さらに、障害者権利条約12条は、判断能力に障害がある人であっても「他の者と平等に法的能力を享有する」ことを確認し⁵⁸、従来の代理人による意思決定から支援付き意思決定への転換を要請している。ここには、高齢者の認知症に伴う判断能力の低下を理由に、一律に法的能力を否定すべきではないという明確なメッセージが込められており、支援付き意思決定の仕組みを確立する必要性を強く訴える点で、極めて重要である。そして、この理念こそが、日本の成年後見制度改革における基本的な指針となっている。

以上の国際的展開を踏まえると、尊厳は、明文で規定されているか解釈により導かれるかを問わず、憲法体系の上位原理として機能し、高齢者支援制度の構築において、単なる政策目的ではなく法的義務としての重みを与えるものと解される。

4.3. 私法における尊厳の具体化

4.3.1. 契約法における尊厳の配慮

日本の契約法は「尊厳」を明示的に掲げないものの、公序良俗（民法90条）や錯誤（同95条）を通じて高齢者の取引安全を確保してきた。暴利行為に関する判例は、窮屈や無経験に乘じた著しく不当な契約の無効を認めており⁵⁹、高齢者支援の実質的基盤となっている。2020年民法改正により「基礎事情の錯誤」（改正前民法では「動機の錯誤」）が明文化され、認知症初期など判断力が不安定な場面での錯誤取消しに法的な基礎が付与された。さらに消費者契約法は、不実告知や不利益事実の不告知、困惑による締結など典型的な高齢者被害パターンを類型化し（消費者契約法4条各号）、情報提供義務による予防と、取消権による事後的救済を通じて、全体として被害の抑止的機能を果たしている。

⁵⁵ 世界人権宣言第1条（1948年12月10日採択）、市民的及び政治的権利に関する国際規約前文（1966年12月16日採択）。

⁵⁶ United Nations Principles for Older Persons, adopted by General Assembly Resolution 46/91, 16 December 1991.

⁵⁷ Madrid International Plan of Action on Ageing, 2002.

⁵⁸ 障害者の権利に関する条約第12条第2項（2006年12月13日採択、日本は2014年1月20日批准）。同条約は「支援を受けた意思決定（supported decision-making）」の概念を導入している。

⁵⁹ 最判昭和27年11月20日民集6巻10号1015頁参照。

フランスにおいては、尊厳概念が契約当事者にとって「盾と剣」の二面性を持つ、すなわち人格権や身体の不可侵性を害する契約を無効とする「盾」としての機能と、自己決定や新しい権利請求を積極的に支える「剣」としての機能の双方を備えるものとして展開されている⁶⁰。2007年法により民法典に明記された「個人の自由、基本的権利、および人の尊厳の尊重」（フランス民法典415条参照）や、2015年包括法が高齢者の尊厳ある生活を国家的課題として位置づけたこととも結びつき、契約関係において尊厳概念がより重要な役割を果たすようになった。尊厳は弱い立場の当事者を保護する役割を果たすとともに、伝統的な意思自治の原則に対する制約としても機能し、契約法の根本的枠組みの再考を促している。とりわけMPFは「個人の尊厳、自由、意思の尊重」を中心とする契約型保護手段として機能し、従来の画一的な司法的保護に代わる柔軟な選択肢を提供している。

このように、日本が既存の民法・消費者保護法制の枠内で高齢者の取引安全を図るのに対し、フランスは尊厳概念を根拠に契約を無効化できるという意味での直接的保護を志向しており、両者は対照的である。

4.3.2 財産法領域

日本の成年後見制度については、第3章でみたように理念として意思尊重を掲げながら、制度運用の現場では利益保護（財産の保全を中心とした安全重視の判断）が前面に出やすい点が課題とされてきた。しかし、近年は、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、代理人による意思決定から支援付き意思決定への転換を通じて残存能力を最大限尊重する仕組みが重視されつつある。尊厳の観点からは、この流れを制度的にどう具体化するかが今後の課題である。他方、フランスの成年保護制度は、保佐から後見までの段階的構造に加え、本人意思の聴取や定期的見直し（5年ごとの更新審査）などの手続保障によって、尊厳を具体的に担保している。とくにMPFは「自律性・比例性・補完性」を指針とし、契約自由の枠内で柔軟に権限設定を可能にする点で、尊厳に基づく制度設計の典型といえる。信託制度は、本人の価値観や目的を長期的に維持・実現することにより尊厳を支える可能性を秘めるが、身上監護を欠くため、尊厳保障の観点からは他制度との相互補完が不可欠である。

4.3.3 医療法領域

医療同意は尊厳実現の核心であるが、日本には包括的な医療意思決定代理制度がなく、ガイドラインが推定意思の尊重を求めるにとどまる⁶¹。このため成年後見人が医療同意権

⁶⁰ Jérémie Torres-Ceyte, « Le droit des contrats à l'épreuve de la dignité en France et au Québec », RJTUM n° 47-2, 2013, p. 175.

⁶¹ 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018年改訂）〈<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-iseki/0000197701.pdf>〉（2025年9月12日閲覧）。

を有するかは学説上も実務上も揺れており⁶²、患者本人よりも家族の意思により治療方針が決定される課題も指摘されている。

これに対し、フランスは、2002年3月4日の患者の権利および医療制度の質に関する法律で十分な説明を受ける権利と治療拒否権を明文化し、患者があらかじめ指名する「信頼できる人（personne de confiance）」制度を創設した⁶³。さらに2005年4月22日のレオネット法により終末期医療における患者の権利を法制化し⁶⁴、2016年2月2日のクレス・レオネット法によって事前指示書（directives anticipées）の法的拘束力を高めて、その効力を無期限に保障した⁶⁵。これらの法制化により、後見下にある人でも信頼できる人を自由に指名する権利が保障され、MPFの受任者がこの役割を果たすことも可能となっている。

こうした日仏の比較からは、私法の各領域で尊厳を具体的指針に据えるうえで2つの示唆が得られる。第一に、契約・財産・医療の各場面で尊厳侵害を排除する「明文の根拠」を設けることが、事後救済の可視性と予防的効果を高める。第二に、本人参加、定期見直し、意思推定といった要素を制度の運用過程に組み込むこそが、尊厳の実質化に不可欠である。

4.4. 尊厳概念の具体化

4.4.1. 尊厳保障の基本原則

高齢者の権利を実務において確保するためには、抽象的に語られる「尊厳」を具体的原則へと転化する作業が不可欠である。第一の原則は、自己決定の最大限の尊重である。判断能力が維持されている限り本人の意思・選択を優先し、能力が揺らぎ始めた局面においても可能な限り意思を聴取し続けることが求められる。意思確認が困難となった場合には、過去の価値観や生活史を手がかりに推定意思を導くべきである。この原則は、生命・身体への重大な危険や明白な公序良俗違反といった例外的事態においてのみ制約を受ける。

第二の原則は、最小侵害である。保護措置は、部分的な代理や期間を限定した対応を優先し、包括的代理権の付与はあくまで最終的な手段として位置づけることにより、自由の過度な剥奪を回避することができる。

⁶² 堀田満生＝鈴木道代「成年後見人等による医療同意の現実と同意権付与を可能にする諸条件」北海道医療大学看護福祉学部紀要28巻（2021年）14-25頁参照。

⁶³ Loi n° 2002-303 du 4 mars 2002 relative aux droits des malades et à la qualité du système de santé。「信頼できる人」は公衆衛生法典L.1111-6条に基づき、本人が意思表明できない場合に意思を代弁し、その証言は他の証言に優先する。

⁶⁴ Loi n° 2005-370 du 22 avril 2005 relative aux droits des malades et à la fin de vie. 終末期医療において積極的治療から緩和ケアへの移行を認める等、自己決定権を強化した。

⁶⁵ Loi n° 2016-87 du 2 février 2016 créant de nouveaux droits en faveur des malades et de personnes en fin de vie. 事前指示書の期限を無期限とし（従来は3年）、法的拘束力を大幅に強化した。

第三の原則は、個別化の原則である。専門職によるアセスメントに基づいて支援計画を策定し、定期的な見直しを重ねつつ、多職種の協働を通じて本人の状況変化に即応する体制を整備することが求められる。

4.4.2. 尊厳侵害の類型化

尊厳を侵す行為は、大きく直接侵害と間接侵害とに整理し得る。直接侵害には、身体的拘束や暴行、人格を傷つける罵倒、さらには財産を不当に処分させる経済的搾取が含まれる。高齢者が被害者となる特殊詐欺（令和6年には全体の65.4%を占める⁶⁶）は、その典型であり、深刻な社会問題となっている。

これに対し、間接侵害には、保護の名目で生活範囲を過度に制限する「過保護」、集団活動からの排除による社会的孤立、年齢を理由とした一律のサービス制限などがある。これらは行為の違法性が表面化しにくく、しばしば「配慮」として正当化される。しかし、長期的には自尊心や社会参加を損ない、尊厳を著しく侵害する。現行の成年後見制度における画一的な包括代理権の行使や、高齢者の賃貸住宅入居を約7割の賃貸人が拒む現状⁶⁷は、間接侵害の典型例である。

4.4.3. 尊厳保護の評価指標

政策効果を測るには、アウトカム・プロセス・アウトプットという3つの観点から指標を設ける方法が一般的である⁶⁸。アウトカム指標は制度の最終目標達成度を示すものである。権利侵害通報の推移や虐待認定の減少率といった客観的な安全指標に加え、本人の社会参加状況や意思決定支援に対する実感度調査を組み合わせることができる⁶⁹。プロセス指標は制度運用の連携状況を測る。成年後見制度の利用状況、多職種連携会議の開催実績、関係機関間の情報共有頻度などを定期的に把握することが想定される。アウトプット指標は提供サービスの量的側面を示す。相談窓口への問い合わせ数や職員研修の実施状況などが典型的である。

⁶⁶ 警察庁「令和6年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」（令和7年5月23日）〈https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2024.pdf〉（2025年9月12日閲覧）。

⁶⁷ 國土交通省「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討状況について」資料2（令和3年度調査）〈<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001708224.pdf>〉（2025年9月12日閲覧）。

⁶⁸ 政策評価においては、最終的な成果（アウトカム）、実施過程（プロセス）、直接的な产出（アウトプット）を組み合わせた評価手法が政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）で推奨されている〈https://www.soumu.go.jp/main_content/000499512.pdf〉（2025年9月12日閲覧）。

⁶⁹ 高齢者のQOL評価については、WHOQOL-BREF日本版等の標準化された尺度の活用が研究レベルで検討されている。ただし、尊厳概念の主観性を考慮した評価手法の開発は今後の課題である。

これら3種類の指標を体系的に運用することにより、制度利用の拡大のみならず、本人の自己決定が実質的に尊重されているかという質的側面を継続的に検証できる多面的な評価枠組みが構築されることが期待される⁷⁰。

第5章 日本法への示唆

5.1. 比較法的考察から得られた日本法への示唆

日本とフランスの制度比較を通じて明らかになったのは、高齢者支援制度を個別施策の寄せ集めとしてではなく、尊厳概念を核とする3つの要請（自己決定の尊重、最小侵害、個別化）に即して再構成する必要があるという点である。具体的には、①成年後見・任意後見・信託など各制度の開始要件において本人の事前の意思表示や生活史をできる限り反映させ、②運用段階では代理人や支援者が日常的に本人の意思を確認し、その形成を補助する仕組みを整え、③効果の段階では包括的代理権の濫用を防ぎつつ財産処分や身上監護の範囲を個別事情に応じて調整することである。さらに、定期的な審査や異議申立ての手続を制度に組み込むことによって、本人の尊厳が実質的に保障され続ける。

家族、専門職、金融・不動産市場など多様な主体が関わる場面では、善意の「配慮」であっても長期的には尊厳を損なう間接的侵害に転じかねない。その危険を踏まえれば、制度設計の段階で透明性、説明責任、利益相反の管理を明確にしておくことが不可欠である。そのために新しい概念を導入する必要はなく、既存制度の接点を調整すれば十分に対応できる。たとえば、後見制度と信託の連携に際して監督方法を明確化することや、金融機関に高齢者対応のガイドラインを徹底させることは、現行法の枠組みでも実現可能である。

5.2. 制度改革の展望

制度改革の展望において重要なのは、まず代理決定に直結しない軽度の支援手段を制度上の選択肢として位置づけ、情報をわかりやすく示し、意思表明を補助し、選択肢を整理することによって、本人が決定主体であり続けられるようにする点である。医療同意や生活サービスの選択に際して、支援者が専門的情報を平易に説明し、本人の希望を引き出す仕組みが想定される。

契約型スキームを拡張する場合には、その開始要件・監督の仕組み・終了要件を、裁判所や代理人が本人に代わって関与する度合いに応じて段階的に設計し、介入は必要最小限に抑えるべきである。たとえば、少額の預金管理に限られる場合は定期的な報告義務で足

⁷⁰ 社会保障制度の評価においては、量的指標と質的指標を組み合わせた継続的モニタリングの重要性が指摘されているが、尊厳保護に特化した評価指標の確立には更なる研究が必要である。

りるが、不動産売却や大規模な資産運用を含む場合には第三者による監督人を置くことが考えられる。

尊厳の実質的な保障には、結論の当否そのものよりも手続の設計が決定的に重要である。そのためには、制度の運用過程における本人の参加を確保し（例：成年後見開始や信託契約の内容を決める際に、可能な限り本人の意向を聴取する）、決定理由を当事者に明示する仕組みを整え（例：家庭裁判所が後見開始を認める場合、その必要性と範囲を具体的に説明する）、保護措置を定期的に見直す体制を組み込み（例：一定期間ごとに後見や信託の内容を再評価し、必要に応じて縮小・終了を検討する）、不服申立ての経路を明確にする（例：本人や家族が決定に異議を唱えられるよう、審判や監督人の判断に対する申立て制度を保障する）ことが求められる。

これらの手続きを組み合わせることにより、高齢者支援制度は成年後見のような包括的で重い介入に依存する構造から、軽度で多様な支援手段を組み合わせる仕組みへと転換し、司法・福祉・私法の接点に生じがちな空白を埋めることができる。そこで問われるのは、制度を単純に増減させることではなく、支援の開始から終了に至るまでの介入の順序をいかに設計するか、そして必要に応じて縮小・撤回できる可逆性をどのように担保するかである。

5.3. 具体的制度設計の提案

前節で示した制度改革の展望をさらに具体化し、日本法における制度設計の方向性を提案する。以下では、短期・中期・長期の時間軸に応じた改革手順を整理した上で、契約型手段の整備、意思決定支援制度の法制化、包括的相談支援体制の構築という3つの柱を提示する。

5.3.1. 段階的改革アプローチ

短期的には、現行成年後見制度の運用改善に重点を置くべきである。家庭裁判所による本人意思の聴取を徹底し、保護内容を個別事情に即して調整する運用指針を策定するとともに、定期的な必要性評価システムを導入することにより、過剰介入の回避と柔軟な制度利用を確保できる。加えて、後見人・信託受託者・金融機関担当者に対する権利擁護研修を義務化し、消費者被害の予防と尊厳配慮を高めることが求められる。

中期的には、任意後見制度の作成方式・効力発生要件の簡素化、監督制度の段階化を進めるとともに、家族信託の課税整理や自治体・福祉法人による「公的信託」の導入を検討すべきである。さらに、法・福祉・金融を横断する「高齢者権利擁護センター」を全国展開し、地域格差を是正する体制整備が課題となる⁷¹。

⁷¹ 類似の既存組織として「地域包括支援センター」があるが、これは介護保険法に基づき設置され、介護予防・包括的継続的ケアマネジメント・総合相談支援・権利擁護を担う地

長期的には、高齢者の権利を横断的に規定する基本法の制定や、意思決定支援を独立法として制度化することにより、後見制度中心の枠組みを多元的に再編する必要がある。これにより、尊厳・自己決定・社会参加を基本理念とする持続可能な制度体系が確立される。

5.3.2. 契約型制度の整備（継続代理権証書）

フランスのMPFを参考しつつ、日本の法文化に適合させた契約型制度として「継続代理権証書」を提案する。本人が判断能力を有する段階で代理人を指名し、公正証書または私署証書認証（公証人法57条）によって意思を公的に記録する方式を採る。証書の効力発生は医師診断書と代理人の届出による自動発効とし、家庭裁判所の審判を不要とすることで、コスト削減と迅速性を担保する。

代理権の範囲は、①定型的取引、②積極的財産管理、③身上監護契約の3段階に区分する。各段階間の移行は医師診断と専門職の意見を踏まえて行い、原則として監督人は置かない。ただし、高額案件や申立てがある場合には、家庭裁判所が監督人を付す例外を認め、事案のリスクに応じた段階的な安全装置を備える。

5.3.3. 意思決定支援制度の法制化

代理による意思決定を補完する仕組みとして、新たに「意思決定支援員」（仮称）の資格制度を構想する。その基本原則は、①本人中心性、②最小限の介入、③エンパワメントの3点を掲げる。支援員は、専門的で複雑な情報を本人が理解できる形にかみ砕いて提示し（情報の平易化）、複数ある選択肢を整理し、意思表明を支援することによって、本人の自己決定を実質化する役割を担う。

資格取得は、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職に加え、所定の研修を修了した市民にも開放する。さらに、継続研修と行政による監督を通じて、その質を担保する。地域包括支援センターと連携し、必要に応じて後見制度や信託への移行を橋渡しする仕組みを整備することにより、軽度の支援から重度の保護までを段階的に組み合わせることが可能な、多元的な支援システムを実現できる。

5.3.4. 包括的相談支援システム

前述した「高齢者権利擁護センター」と連携し、その機能を支える包括的相談支援システムを整備する。自治体に総合相談窓口を常設し、法律・福祉・医療のワンストップ体制

域の拠点である。ただし、法的専門性を要する複雑事案については、専門職の配置や体制で限界がある。これに対し、本稿が提案する「高齢者権利擁護センター」は、成年後見・信託・消費者被害救済など法的性質の強い事案を扱う専門拠点として構想される。両者は競合するのではなく、一次相談を地域包括支援センターが担い、複雑・専門的事案を権利擁護センターに接続するという役割分担と連携を前提とする。

を確立する。さらに、多職種連携チームによる支援計画の策定・モニタリング、デジタル基盤による情報共有、AIを用いたリスク予兆分析を導入する。ただし、最終判断は専門職チームの合議に委ね、倫理的統制を確保する。

5.4. 本研究の総括と今後の課題

本稿の学術的貢献は、次の3点に整理できる。第一に、尊厳概念を単なる抽象的理念にとどめず、自己決定の尊重・最小侵害・個別化という具体的な運用原理に還元した。この作業を通じて、「人間の尊厳」という観念的に扱われがちな理念を、私法の制度設計に直接つなげる枠組みを提示した。第二に、後見制度など強度の介入措置に先行させる軽度支援の体系を構想するとともに、契約型手段については介入の程度に応じた安全装置を比例的に設計する方法を示した。この2つの方向性を提示することによって、高齢者支援を一元的な後見モデルに依存させず、複数の制度を組み合わせて活用する必要性を明らかにした。第三に、比較法的検討の目的を制度移植の可否に限定せず、尊厳をいかに手続に埋め込むかという共通課題に着目した。このような視角により、日本の制度文化に即して意味を持ち得る含意を導き出し、比較法研究を日本の法制度の内在的課題に結びつける方法論的意義を明らかにした。

もっとも、本稿は尊厳概念の法的構成と比較法的検討に重点を置いたため、その射程を超える領域までは扱うことができなかつた。制度比較と理論的整理に主眼を置いた結果、実証的検証や技術的応用は十分に論じられていない。したがって、本稿で提示した枠組みの妥当性を確認し、さらに発展させるためには、今後の継続的な研究が不可欠である。とりわけ、制度運用が尊厳の質的向上にいかに結びつくかを追跡する実証研究（例：成年後見の利用者調査において、自己決定の実感や社会参加の回復をQOL指標で計量・分析する研究）、新技術の導入が尊厳保障とどのように調和し得るかを検討する学際的研究（例：AIによるリスク予兆システムが高齢者の自律性やプライバシーに与える影響を法学・情報学・倫理学が共同で検証する研究）、近接文化圏を含む広域的な比較研究を通じて理念の普遍性と文脈依存性を峻別する作業（例：韓国・台湾・シンガポールの高齢者支援制度と日本の制度を比較し、尊厳概念の運用差異を明らかにする研究）などが、今後の重要な課題となる。

5.5. 結語

保護は尊重を侵さず、尊重は保護を免責しない。高齢者支援に関する法制度がこの原則から逸脱しないための基準は明確である。その基準とは、本人の意思が制度の始まりから運用過程、そして結果にどの程度まで反映されているか、裁判所や代理人による介入が必要最小限にとどまり、必要に応じて保護の縮小や撤回が可能な仕組みになっているか、である。本稿の比較法的考察が示したのは、こうした規範的な問い合わせにどう向き合うかという

姿勢である。立法と制度運用の実務、さらには学術的研究において、この姿勢が共有され、不斷に更新されていくことを望む。

謝辞

本研究の遂行にあたり、一般財団法人ゆうちょ財団 2024 年度研究助成の支援を賜った。審査委員の先生方からは貴重なご指摘とご示唆を賜った。ここに記して深甚なる謝意を表する。